

## 会 議 録

会議の名称	第1回杵築市地域自立支援協議会
開催日時	令和4年12月16日（金） 午後2時から3時30分
開催場所	杵築市役所本庁舎2階大会議室
出席者	委員8名（釘宮委員、小野落委員、甲斐委員、江藤委員、後藤委員、阿部委員、藤波委員、矢守委員、） 福祉事務所5名（秋吉所長、渡辺次長、河野係長、矢野主査、竹下主任）
議 題	杵築市地域自立支援協議会・専門部会の説明、計画策定のスケジュールの説明、専門部会（計画策定専門部会）の設置について、専門部会（相談支援事業専門部会）の設置について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

### 会議内容

#### 1. 開会

#### 2. 会長あいさつ

皆さんこんにちは。協議会につきましてはご理解いただきましてありがとうございます。いよいよ後2週間で令和4年も終わりますが、第二期の杵築市障害者基本計画等々について皆さんのご協力いただきながら、進めているところであります。今年は、いわゆるロシア侵攻をはじめ、いろんな形で世界の情勢が動いています。コロナについても全国的に感染者は非常に多くなっており、大分県においても同じ状況です。それぞれの施設におきましても、厳しい状況下で運営をなさっていることと思います。おかげさまで社会法人については大分県から抗原検査キットが相当数送られてきております。ですから疑わしい場合はすぐに抗原検査対応するしかない。また、施設については第5回目のワクチン接種も終わってるところ、今ちょうど受けられてるところ、今後、ということもあると思いますが、当然対策としてマスク、手洗いということが大切になっています。誰がかかってもおかしくない状況でそれぞれの施設におかれましても大変苦勞されていると思いますが、今日はちょっとお時間をいただいて、議事進行に努めたいと思いますのでよろしく願いいたします。

#### 3. 福祉事務所長あいさつ

皆様方には、年末に向けて何かとご多用の中、杵築市自立支援協議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。また平素より杵築市の福祉行政、とりわけ障害者の福祉サービスにつきまして福祉の向上に対しましてご理解とご協力いただきまして厚くお礼を申し上げます。

委員の皆様方には、杵築市の自立支援協議会委員として中立かつ公平な立場で、市が行う地域の障害福祉サービスの実施に際しての事業評価や困難事例の検討など、さらには、地域の関係とのネットワーク構築に向けて協議など、地域全体の自立支援等に関する必要な事項の協議をお願いしたいと思っております。

杵築市において、身体、知的、精神の障害のある方で手帳の交付を受けている方は、令和3年度末現在2064名です。身体が1501名、療育が309名、精神が254名となっています。福祉事務所は、障害のある方に寄り添い、安心して更なる日常生活や地域生活を送ることができるよう、現在施策を推進しているところです。

今年度、国においても、障害者総合支援法の改正に向けた見直し議論を行い、並行して、精神障害

者に対応した包括ケアシステムの構築についても検討が行われていました。市としましては、このような方針を踏まえ、今後も対応していきたいと考えておりますが、委員の皆様方からも、障害のある方々のニーズの把握と、課題解決に向けて、またご意見をいただき、そのご意見を施策に反映していきたいと考えております。

また、昨年の本協議会では、今までの計画の終期が異なっていた障害者基本計画と障害者福祉計画を一本化し、終期を同一にしようかというご意見をいただきました。この件につきましては事務局では、なかなか考えが至らなかった案件ではありましたが、国に確認して、国の基本計画と福祉計画の終期を合わせるため、国会で審議されている最中であることが確認できました。市としても、市の計画と国の計画の周知を合わせることができたということです。この協議会でご指摘をいただき本当にありがとうございました。後程事務局から説明をさせていただきますが、来年の令和5年度が障害者基本計画と障害福祉計画の上位計画である、杵築市保健医療福祉総合計画の更新の年です。本来であれば、来年度本協議会に利用計画の策定を始めるところではありますが、総合計画の策定のスケジュール上、一足早く障害計画の策定に着手したいと思い、本日の協議会を開かせていただきました。委員の皆様方のお知恵を借りしながら、地域の実情に合った計画を策定して参りたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

#### 4. 自己紹介（各委員・事務局）

#### 5. 杵築市地域自立支援協議会・専門部会の説明

##### 計画策定のスケジュール説明

まず杵築市、地域自立支援協議会と専門部会についてです。まずは横 A4 の第 1 回杵築市地域自立支援部会の資料に基づいて説明いたします。杵築市地域自立支援協議会について説明します。資料 1 ページをご覧ください。

杵築市地域自立支援協議会は、障害者総合支援法の規定に基づき、市が行う相談支援事業及び地域の障害福祉サービス、その他のサービスの実施に際し、中立で公平な相談支援事業を実施すること。また、地域の関係機関との連携の強化を図ることを目的に、平成19年3月に設置要綱を制定し、組織された協議会です。この協議会では、

- (1) 委託相談支援事業所の事業評価に関すること
- (2) 対応困難な事例等の研究
- (3) 地域の関係機関とのネットワークの構築
- (4) 相談支援機能強化事業の活用に関すること
- (5) 障がい者計画等の策定に関すること
- (6) 障がい者の権利擁護に関すること

などを協議しています。つづきまして、本日の議題でもあります、専門部会について説明します。

資料2ページをご覧ください。

先ほど説明をさせていただきました、杵築市地域自立支援協議会は、地域における障がい者の諸課題を共有し、支援体制の整備につなげるための協議を行っています。しかし、その諸課題は生活支援や保健・医療、教育・文化・スポーツ、就労、権利擁護など、各分野にわたっており、本協議会だけでは解決できない場合があります。そこで要綱3条第3項では、協議会は、必要に応じ、専門部会を設置することができると規定されています。資料3ページをご覧ください。

専門部会を設置すれば、各分野の中核的な立場の人が集まり、障がいのある人に対する地域の課題や情報を共有し、課題解決のための議論を深めていきます。

そうして、専門部会で挙げた意見を全体会で協議し、計画や施策に反映させていきます。

以上が、専門部会の説明となります。

続きまして、障害福祉計画に関する計画について、次長の渡辺よりご説明をお願いします。

先ほど所長の秋吉が挨拶で申し上げたとおり、令和5年度は令和6年度の杵築市保健医療福祉総合計画の更新のための検討を行う年になります。この総合計画は、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、それまで策定が任意とされていたものが努力義務とされたものです。

市の保健・医療・福祉に関する総合計画については、根拠となる法令の規定等に基づき、各種のサービスの基礎となる九つの各部門の計画と地域医療を守る取組について整理を行い、一体的な総合計画として策定を行うものです。本計画については、社会保障制度改革の動向を踏まえるとともに、市の最上位計画である「第2次杵築市総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、国・県の関連計画との整合、本市の保健・医療・福祉等に関する他の計画との連携も図りながら策定するもので、市が目指すべき地域福祉の目標を定める重要なものとなります。

市の計画であります、地域福祉計画(再犯防止計画含)、介護保険事業計画・高齢者福祉計画、障がい者基本計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、成年後見制度利用促進基本計画、健康増進計画・食育推進計画、自殺対策計画、国保データヘルス計画、国保特定健康診査等実施計画、生活困窮者自立支援計画、地域医療の現状等、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する「上位計画」として位置づけられています。

資料のスケジュールにあるとおり、令和5年11月の総合計画のパブリックコメントの時期までに障がいに関する、障がい者基本計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定する必要が有ります。そこで、後ほどの議事でも説明いたしますが、計画策定専門部会を起ち上げ、計画の策定に今年度から着手していきたいと考えています。以上で、スケジュールの説明を終わります。

## 6. 議事

### (1) 専門部会(計画策定専門部会)の設置について

事務局：はい。それでは事務局より説明いたします。まず今年の協議会につきまして、令和5年度末に第二期障がい者基本計画と第6期障がい福祉計画を一本化した新しい計画を策定する影響いたしました。この新しい計画の中では、障がい福祉サービスの個別な供給、つまり、事業所の設置戸数を記載したいと考えています。ここ最近の動向等としましては、市内に福祉事業所数が増加しており、現在事業所の定員に満たない事業所が増えてきているような状態になっております。ここで協議会資料の5ページ目をご覧くださいと思います。現在、やはりB型の施設につきましても、やはり定員数に満たない施設、さらに放課後デイサービスにつきましても、やはり定員に満たさない施設もございますので、こちらの方ですね、設置戸数の記載を考えております。先日も市内の福祉事業者の方から事業を開始したが、利用者が1人もおらず困っているという相談もありました。

そして資料の6ページをご覧ください。こちら障害福祉サービス等における総量規制ということで、こちらは最近の国の部会の資料になります。都道府県につきましてはこの福祉事業所の指定許可をする際に、計画に定めているサービスの必要量を出している場合、事業所の指定をしないこと

ができるということが、こちらの資料の方に記載されております。事業所の指定につきましては、最終的に県の判断となるのですが、県の方につきましては県と市の計画を参考に、指定の可否を判断することから、杵築市の計画の中にも必要な事業所の設置個数を盛り込みたいと考えております。来年の11月の計画策定に向け、今年度中に部会を立ち上げまして、事業所の設置コストについて協議したいと考えております。

続きまして7ページになります。7ページは計画策定専門部会の名簿案になりますが、協議会の委員の皆様の中から各施設に所属する委員さんに部会に集まっていただきたいと思っております。

議案1につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

議長：ありがとうございます。まずは充足の問題です。さきほど所長から述べられましたが、手帳交付者は2064名ということで、交付者数は現在増えているのでしょうか。

事務局：はい。微増ですが増えています。

議長：施設の数と障害者の数の関係性もあると思うのですが、そんなに障がい者数は増えていないのに、施設数が増えてくると利用者をなかなか確保できない事業者もあるのではと思います。ただ日本全体の傾向からすると、障がいの方の人口比率をみると2013年から比較して、6.2%から7.4%ということで増えています。人数では約787万9000人と推計され、2013年から約149万人増えています。その中で特に高齢者の方が増えている傾向にあるという風に国の調査ででております。杵築市においても、例に漏れずそういう傾向が今後出てくるのかなと思っております。ただし国に逆行することになるため、なかなか充足するっていうのは厳しい感じがします。今後新しい新規事業者がどう対応するか、逆に言えば新規事業者をどうしていくのか、いうことを踏まえて、協議していきたいと思っております。さきほどご説明ありましたように決定自体は県にあります。自立支援協議会ならびに特に杵築市福祉の行政の方の判断方法は協議会での判断の1つとなりますので、協議会の中で方向性を出したいのかなというふうに私は受け取っております。

要は定数自体がそれぞれ充足してないという現状の中から、今後どうしていくか、どういった指導をしていくのかを皆様にご意見をいただければと思います。

また、専門部会を設置し、その専門部会で検討したものを自立協議会の中でまたお諮りするということで、皆様からご意見をいただければと思います。

議長：ご意見もなく、全員賛成ということで、第1号議案は可決させていただきます。

## (2) 専門部会（相談支援事業専門部会）の設置について

事務局：議事②について相談支援専門部会をこの自立支援協議会の中に設置できないかというところで、ご説明をさせていただきたいと思っております。

資料の8ページをご覧ください。現在、相談支援連絡会議ということで、委託をさせていただいております相談支援事業者さん、それから委託はしていないのですが、相談支援を行っている事業者さんが集まっていたり、社会福祉協議会さんが事務局となり毎月1回連絡会の開催をお願いしてい

る形になっています。この中で、何を行っているかということですが、各事業所はそれぞれのケースについて相談を受けて、計画を立てるといって行っていますが、その中にも困難事例等があるかと思えます。その事例について各事業者からの情報交換を連絡会では行っています。連絡会という立場も重要だと思うのですが、これを1つ支援協議会の中の一部としてとらえることによって地域の課題、それから、障害をお持ちの方が抱えているいろいろな問題、そういったものを深く議論、検証を行っていく中で、相談支援部会があればかなり困難な事例も自立支援協議会に取り上げ、この中で協議いただくようなところになればと思います、今回提案させていただくところです。

相談支援専門員さんは技術もかなりあり、逆に子どもが学ぶようなところもあるのですが、子育て専門員さんのさらなる資質の向上、それから技術の向上、次の世代の相談支援専門員さんの育成などを部会でできないかと思ひ、今回提案をさせていただきました。

この案件については、障害福祉の入口というふうに子どもとらえておりますので、本自立支援協議会の組織として位置付けていただくことで、今後の市の障害福祉全般の充実に寄与できるのではないかと考えておりますのでご議論をお願いしたいと思います。以上です。

議長：相談支援事業所ごとにいろいろな専門家ごとにサービスの案件をもっているのですが、連携がなかなかとれていないことがあるように思います。個人全般の問題ということではないのですが、問題や特性など共有できるところはやっていこうというものです。ただ、連絡協議会がなくなるということではなく、そのまま相談支援連絡協議会へ移行します。要は連絡協議会から専門部会を自立支援協議会の中に新たに設けていく、ということです。困難事例などについて専門部会の中で検討したことを、自立支援協議会にも報告していく。初めての取り組みのため、今からそれをつくり上げる、という感じになりますが、まず相談を受けるところ、受けていただくところから、その人のサービスは始まると思います。そのため、自立支援協議会についても、そういったところの切り口もあるのかなと思ひ、今回お願いするところです。

議長：相談支援事業専門部会についてメンバー案があるのでしょうか。

事務局：メンバーにつきましてまだ案はないですが、現在連絡会議のメンバーに入っている社会福祉協議会さんをはじめ、杵築市で委託している相談支援事業所さんや市内で支援事業をおこなっている事業所さんにも入ってもらおうと考えているところです。

議長：策定専門部会と相談支援事業の専門部の2つの専門部会ができるということですね。

委員：別府の自立支援協議会の中にはそういう専門部会ができており、相談員さんがその事案をもって、こういう事案がありますよっていうことを発表してくれています。そのため杵築市の自立支援協議会ではそのようなものはないのか、と前から思っていましたので、設置をするのはよいと思います。

委員：現在相談支援連絡会議を専門部会にすることで何が変わってくるのですか。

事務局：現在相談支援連絡協議会では情報の共有を主に行っていますが、それ以外にもまだ案段階ですが、相談支援に関することに関係なく研修や広範囲にわたる勉強会をやりたいと思っています。

議長：委員さんが聞いたかったこともう一つはその予算的なものもあると思うのですが、専門部会であれば外部講師の派遣などの予算がつき、講師の派遣などが可能になってくるというご理解でよいのでしょうか。

事務局：そうですね。現在この自立支援協議会は、予算はほぼありませんが、もし研修などをするのであれば、予算の確保はしていきたいと思います。

議長：協議会の中に入ることによって、研修計画や資質の向上についてお諮りをするということも1つあると思いますし、実際に相談件数や実績、相談支援やどんなふうに行っているかっていうのを、この場でお伝えをしていくということもできると思います。そういった意味では自立支援協議会の中に入ること、委員の皆様方にお知らせができるということもあるかと思うので、意見もいただければと思います。ただ皆さん初めてのことで、一緒に育成をしていければというふうには考えております。

議長：では、ほかに意見もなく全員賛成ということで第2号議案もこちらで進めたいと思います。

委員：資料4ページの「杵築市保健医療福祉総合計画2024」の策定計画ですが、この中に子どもの計画が入っていない。総合計画という全世代の計画なのになぜ入っていないのか。また、今年成立した法律で、「問題を抱える女性を支援する法律」ができました。この法律では都道府県の計画作成が義務づけられているが、市町村には努力義務となっています。しかし、ひとり親センターの中で、非常に困難な問題を抱えている女性が非常に多いので、そのことについても福祉総合計画ということになれば、当然セットでやるべきだと思います。また、資料について見にくいものがある。障がい者のためといつつそういった合理的配慮が欠けていると思います。

議長：総合計画の件ですが、当然障がい児も書きますよね。

事務局：はい。書きます。

議長：それと女性についてですが、ジェンダーの問題とかあり、デリケートな問題ではあると思いますが、やっぱり酌み取れる状況を総合計画に取り入れるべきだと思います。

それともう1つ、現在SDGsが叫ばれており、福祉だけでなく、観光や環境に対して1つの基本ラインがあります。全部で17の目標があるわけですが、国連の国県もいろんな形で動いており、これは福祉だけじゃなくって観光であったり環境であったりが入っています。バリアフリーの問題

などいろんな問題が出てくると思うので、内容は押さえておいた方がいいのかなと思います。SDGsの中に全17項目、17科目の中に約300の指標がありますので、精査していただき、予定の中に入れていただいたほうがよろしいと思います。

委員：確かに今就労支援施設B型がどんどん増えている状況なのですが、お聞きしたいのは、市が許可をするときの審査方法を教えていただきたいです。大分県の役員会にもでており、5年ほど前に大分県に確認をもしました。杵築市でもどういう審査をしているのかお尋ねしたいです。B型は簡単にできるという感覚が世間にはあるように思います。以前は県が直接決定していたと思いますが、何年か前に市町村も書類をみて、市が許可し、最終的に県が許可をするっていうふうに変わったと思います。許可をだした事業所でもその後利用者が減っていたり、最終的に作業自体もなくなったりがあります。そもそもどういった作業内容をするのかもあまり確認せず許可をだしているのではないかと思い、お尋ねしたいと思います。日々の作業とかも見に行かれたらそのあたりはわかると思います。

議長：先ほど総量規制という話もありましたが、今後認可出す場合に、最終的決定権は現在県にあるわけですが、自立支援協議会の中にその専門部会をつくるということは本来の社会福祉の概念から外れてしまうように思います。しかし、

委員がおっしゃたように、実態がない事業所があったりと、あってはならないことが起きています。ですから以前から課題になっていますが、なかなかストップかけられないというジレンマが市の当局者もあります。ただ、県の方の事業認可ということで、市自体がそれに対する許認可の権限を持っているわけではありません。だから市としてはそういった苦しい思いをしている中で、この自立支援協議会の中である程度それを考えていきたい。協議会として、それがこの専門会の本来の目的だと考えています。

商売のためにやっているという本来の社会福祉とは相容れないところが入ってきていると思います。そこをどうにかしたい。ただやはりB型の人でその利用者さんが何人か減ってしまうことは当然あると思います。一概に今ある施設がどうと言っているわけではないのですが、ただ定員が極端に少ない事業所や常に利用者さんが少ないところもあります。許可を出した後もそのままにするのではなく、事業計画も含めて再度提出する必要があるのではないかと思います。

杵築市の場合、障害者の数がそんなに増えてないという中で、事業所さんの利用者確保は難しくなってきたと思う。今後は安易に事業所を作れないようにストップかけられるような方向性を目指していきたいと思います。

委員：県の方も、書類がきちんと整って、計画書がその指定基準にのっとった範囲の中できちんと人員配置になる等、いろんなことが定められていれば県も指定せざるをえない。なぜかという行政手続きに関する法律という申請者を保護する法律があるためです。行政がきちんと基準に合致しているところを勝手に指定しないということがないという法律があり、書類がきちんと整っており、それが基準に満たされてやれば、県は申請を許可せざるを得ないわけです。

もともと総量規制がかけられており、充足率を十分に上回っており、さらに利用される方が少ないということであれば結局もう充足しているサービスをこれ以上指定しても同じ業者になるはずだから指定をしませんということだけができるというふうになります。

ですから、先ほど会長おっしゃったように自立支援協議会の中で、今後作成する障害福祉計画の中できちんと需要と供給量が出てきますので、住民よりも供給量がオーバーしてればもう、そのサービス事業所は、市としては指定をしないでください、という意見申出を県にできるようになり、県はそれを最大限尊重して、指定をしませんよという形になると思います。

議長：私の言葉足らずでしたが、そういう意味で、要する総量規制とは障害者の数が少ないのに施設をたくさん作ってどうするのだということです。今ある施設を潰すとか何とかするっていう規制では一切ありません。

委員：利用者の数だけではなく、その作業所の作業の内容も把握していただきたい。作業をすることがないのに利用者だけいるのもおかしい。職員さんは給料がでるかもしれないが、利用者さんは作業しないと工賃は入りません。そのため、この事業所はどういった作業を行い、工賃につながっているのかをみてもらいたい。何もしていない利用者さんもいます。

事務局（秋吉所長）：ありがとうございます。委員のおっしゃる通りで、私どもの方も、各サービス事業所につきましては、どんな様子なのかという日々の様子を、現場に出向いて確認していきたいというふうには思っておりますし、そのように係長以下にも伝えておりますので、現場を見ながら、実際にどんなふうか、過ごしているのか、そこが適正なのかとかいうところも踏まえて、市としても見ていきたいと思っております。ありがとうございます。

議長：実際的に県の監査がないとわからないところもありますが、市の方も現場に行かないとわからないこともあります。また人事異動で人が変わっているので、現場に行くっていうことも大事です。人が変わったから分からないではなく、事業所事業所のカルテみたいなものを作りファイリングしていったほうがいいのではないかと思います。

議長：それでは意見も出尽くしたようなので、事務局の方にお返しいたします。

## **7. 経過報告**

事務局：先日開催しました「障がい者芸術文化展」につきまして、次長の渡辺から報告をします。

事務局（渡辺次長）：それでは報告になります。先日の障害者週間に併せまして、今年も第5回きつき市障がい者芸術文化展を開催いたしました。期間については11月30日から12月6日までです。市立図書館で行い、中学校の生徒さんや各事業所さんからたくさんの作品を出展していただきました。来場者につきましては、去年は300人を超えていましたが、今年は150人程度でした。しかしアンケートなどをとりますとかなり好評でしたのでまた次年度以降も工夫を凝らして続けて



いきたいと思います。協力ありがとうございました。